

大阪樟蔭女子大学大学院学位規程

(平成16年 4月 1日)
最近改正 令和2年 4月 1日

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9条。以下、この規程に於いて「学位規則」という。）第13条、大阪樟蔭女子大学大学院学則（以下、この規程において「大学院学則」という。）第17条の規定に基づき学位に関する事項を処理するため、論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法等学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(修士の学位)

第2条 学位の授与は、大阪樟蔭女子大学大学院（以下、この規程において「本大学院」という。）の修士課程を修了した者に対し行なうものとする。

(修士論文の提出)

第3条 本大学院の課程に1年以上在学し、かつ、大学院学則第11条において定める単位を修得した者は、修士課程の学位論文又は課題研究報告書（以下、この規程において「修士論文」という。）を作成し、提出することができる。

2 修士論文を提出しようとする者は、所定の修士論文計画書を作成し、指導教員の承認を得て専攻長に提出しなければならない。

(申請)

第4条 学位授与の申請者は、学位申請書（様式第1号）2部と別に定める修士論文の提出部数を添えて、修学支援課にそれぞれ提出期限までに提出しなければならない。修学支援課は論文を専攻長に返却するものとする。また修学支援課は学位申請書の1部は研究科長に提出し、研究科長の押印したものを保管するものとする。

(審査)

第5条 修士論文の審査は、別に定めるところにより、専攻会議の承認する主査1名、副査1名以上の複数の審査委員がこれを行なう。

2 前項の審査委員には、指導教員のほか、その論文に関連のある授業科目の担当教員を加えることができる。

(審査基準)

第6条 修士論文の審査は、以下の基準によって行なう。

- (1) 研究目的が明確で、課題設定が適切であること。
- (2) 当該の研究についての先行研究を適切に検討、吟味していること。
- (3) 研究目的を達成するためにとられた研究方法、分析方法が適切であること。
- (4) 論文の構成が的確で、論旨に妥当性があること。

(5) 論文が、学術的意義、新規性、創造性、信頼性及び有用性などを有していること。

(6) 研究対象に対する適切な倫理的配慮を行っていること。

(最終試験)

第7条 学位に関する最終試験は、修士論文の審査終了後、前条の審査委員が修士論文を中心として、広くこれに関連のある授業科目について試問（口答又は筆答）によって行なう。

(審査報告書)

第8条 審査委員は、修士論文の審査及び最終試験を終えたときは、その評価に関する意見を記載した審査報告書を速やかに専攻長を通じて研究科長に提出し、報告しなければならない。

(学位授与の可否)

第9条 研究科代表者会議は、前条の報告に基づいて修士の学位授与の可否について審議し、合格・不合格を決定する。

2 前項の合格・不合格の決定は、研究科代表者会議の構成員の3分の2以上が出席し、出席構成員の3分の2以上の賛成によるものとする。

(学位記)

第10条 学長は、研究科代表者会議の議決に基づいて、合格の決定した者に修士の学位記（様式第2号）を授与する。

(大学名の付記)

第11条 本大学院の学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、大阪樟蔭女子大学と付記するものとする。

(学位の取り消し)

第12条 本大学院の学位を授与された者に次の事実があったときは、学長は、研究科会議の議を経てその学位を取り消し、学位記を返還させるものとする。

(1) 不正の方法により、学位の授与を受けた事実が判明したとき

(2) 学位を授与された者が、その名誉を汚す行為をしたとき

2 前項の議決については、第9条第2項の規定を準用する。

(学位記の再交付)

第13条 学位記の再交付を受けようとする者は、理由を明記し、別表に定める学位記再交付手数料を添えて学長に申請しなければならない。

(改正)

第14条 この規程の改正は、学長が研究科会議の議を経て行なうものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、平成17年4月1日から施行する。
- 3 この改正は、平成19年4月1日から施行する。
- 4 この改正は、平成21年5月1日から施行する。
- 5 この改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 6 この改正は、令和 2年4月1日から施行する。

別 表

費 目	手 数 料
学位記再交付手数料	30,000 円

[学位申請書（様式第1号）](#)

[学位記（様式第2号）](#)